

(G1) 土木学会出版規程

昭和45年11月27日	制 定
昭和47年12月20日	一部改正
昭和53年5月12日	〃
昭和60年9月27日	〃
平成15年4月25日	〃
平成23年11月18日	〃
平成26年9月26日	〃

(総則)

第1条 公益社団法人土木学会（以下「本会」という。）が行う出版は、この規程に定めるところによる。

(出版の目的)

第2条 出版は、土木に関する知識を広く一般に広め、土木工学および土木技術の進展に寄与することを目的とする。

(出版物、論文等の種類)

第3条 出版物とは、本学会において発行するものをいい以下のように分類する。

- (1) 一般刊行物（示方書、基準、指針、啓発書等）
- (2) 土木学会誌
- (3) 土木学会論文集
- (4) 年次学術講演会概要集
- (5) 講習会テキスト類（委員会報告書等を含む）

(委員会の設置)

第4条 本会に、出版に関する以下の委員会を設ける。

- (1) 出版委員会 一般刊行物の企画・調整および管理を行う。
 - (2) 土木学会誌編集委員会 土木学会誌の企画・編集および管理を行う。
 - (3) 土木学会論文集編集委員会 土木学会論文集の企画・編集および管理を行う。
 - (4) 全国大会委員会学術小委員会 年次学術講演会概要集の企画・編集および管理を行う。
- 2 講習会テキスト類は、それぞれの担当委員会が企画・編集および管理を行う。
- 3 前項の各委員会は常に採算性を考慮し、出版に関する予算管理を徹底するものとする。

(著作権の取扱)

第5条 本会が出版する全ての著作物に含まれる著作権は、その著作権が本会に譲渡されるか、その著作権を利用する権利が本会に許諾されているかのいずれかである。これら著作物の取り扱い扱いは、「著作権に関する規則」の定めるところによる。

(出版の会計)

第6条 「土木学会誌」および「一般刊行物」は、土木学会会計規程第6条に定める会計区分のうち調査研究事業で、「土木学会論文集」は、表彰・助成事業で、「年次学術講演会概要集」は、講演会等事業で取り扱うものとする。

- 2 講習会テキスト類は、それぞれの担当委員会が属する事業で取り扱うものとする。

(出版の取扱)

第7条 発行・掲載の承認、頒価の決定および投稿料の決定等、出版の取扱いは、第4条に定める各委員会が別に定めるものとする。

(委員会規則)

第8条 本会は、この規程の適切な運用を図るため、第4条に定める各委員会の規則を定めるものとする。

(規程の変更)

第9条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則 この規程は、昭和45年11月27日から施行する。

附則 この変更規程は、昭和47年12月20日から施行する。

附則 (昭和53年5月12日 理事会議決) この変更規程は、昭和53年5月12日から施行する。

附則 (昭和60年9月27日 理事会議決) この変更規程は、昭和60年9月27日から施行する。

附則 (平成15年4月25日 理事会議決) この変更規程は、平成15年4月25日から施行する。

附則 (平成23年11月18日 理事会議決) この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。

附則 (平成26年9月26日 理事会議決) この変更規程は、平成26年9月26日から施行する。